

令和5年度全国薬務関係主管課長会議  
説明資料

厚生労働省医薬局総務課

(総務課)

1. 電子処方箋の状況について	-----	1
2. 薬剤師・薬局のあり方等について	-----	2
3. 一般用医薬品の販売等について	-----	5
4. 医薬品の適正使用等について	-----	7

## 1. 電子処方箋の状況について

### これまでの動き

- 令和5年1月26日から、電子処方箋管理サービスの運用を開始。
- 令和5年12月28日に、リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカードを活用した電子署名の機能を追加。

### 具体的な内容

- 電子処方箋は、オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、医療機関・薬局において、直近の処方・調剤された薬剤等の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果の確認が可能になる。
- 医療機関や薬局・患者間での処方/調剤された薬剤の情報共有や、関係者間でのコミュニケーションが促進されることで、重複投薬等の抑制など、質の高い医療サービスの提供や業務効率化が期待される。
- 令和5年6月2日の医療DX推進に関する工程表でも令和7年3月までにオンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局を導入することを目指すとされている。
- 電子処方箋の普及拡大を推進するため、令和5年11月に武見厚生労働大臣から、厚生労働省所管の公的病院へ早期導入を要請し、他省庁所管の公的病院も含めて、web サービス、医療扶助などの他の医療DX施策に係るシステムとともに可能な限り令和6年度診療報酬に伴うシステム改修での早期導入を依頼している。
- 電子処方箋の普及拡大、利用向上のため、医療機関・薬局、国民向けに様々な周知広報を行い、周知素材も厚生労働省HPから活用いただけるようにしている。

### 今後の取組

- 電子処方箋の機能をより発揮するためには、全国の医療機関・薬局において、電子処方箋を導入頂くことが重要であるため、運用開始までのシステム整備を支援するための経費として、令和6年度当初予算案で、ICT基金（医療情報化支援基金）による導入に係る費用の補助を令和5年度までと同じ補助率で行うための予算を計上している。また、令和5年度補正予算で、リフィル処方箋、口頭同意等の追加機能導

入に係る補助を実施するための予算や、都道府県が医療機関・薬局に対して電子処方箋の導入費用を助成する場合、国がその費用の2/3を補助する予算（詳細は後述）を計上している。

- 令和6年度診療報酬改定において、電子処方箋を導入し質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保している場合等の評価が新設される方向となっている。

#### 都道府県で対応頂く事項(依頼)

- 令和5年度補正予算「電子処方箋の活用・普及の促進事業」は、都道府県の定める電子処方箋普及に関する取組に協力する医療機関・薬局に対して、当該都道府県が電子処方箋の導入費用を助成する場合、国がその費用の2/3の補助を行う。

第四期医療費適正化計画の「重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取り組みの推進を図る」基本方針に沿って、ICT基金による導入に係る費用の補助と合わせて財政支援を行うことで電子処方箋の導入を促進すべく、事業の実施を前向きに検討いただきたい。

- 実施予定の都道府県においては、3月までに所要額を登録していただくようお願いしたい。厚生労働省においては、当該予算の繰越が認められた場合、3月に交付要綱及び実施要綱の通知並びに所要額調、4月に基準額通知（内示）、6月に交付申請を予定している。

- また、都道府県立病院等の公的病院を含めた各病院への電子処方箋の導入についても、関係部署と協力・連携いただき、早期導入を促進いただきたい。

<担当者> 課長補佐 栗田（内線4204）、千葉（内線2195）、長嶋（4213）

## 2. 薬剤師・薬局のあり方等について

#### これまでの動き

（薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会）

- 夜間・休日や離島・へき地を含めた外来・在宅医療における薬剤提供の在り方や、認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能の在り方について検討を行うため、令和

5年12月から、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」（以下「薬局・薬剤師検討会」という。）を開催し、有識者に議論をいただいている。

（災害）

- これまで厚労科研により薬剤師のための災害対策マニュアルの作成や、災害時における薬剤師の対応体制整備事業等、災害時の薬剤師の対応に関する整備を行ってきた。第8次医療計画に基づく指針において、保険医療福祉調整本部のプレイヤーとして「災害薬事コーディネーター」が明記されている。

（薬局機能情報提供制度）

- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）を用いた報告を可能とすることや、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部を改正するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和5年11月1日に公布、令和6年1月5日に施行した。また、薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（医療情報ネット）による公表をできるようにするため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の改正に合わせて、薬局機能情報提供制度実施要領の改正を行った。

（薬剤師確保）

- 令和6年度から始まる第8次医療計画策定に向け、医療計画に係る作成指針に、地域の実情に応じた確保策を具体的に医療計画に記載する旨が新たに記載されたところ。加えて、各都道府県において薬剤師確保策を検討する際の参考となるよう「薬剤師偏在指標」及び「薬剤師確保計画ガイドライン」を令和5年6月に発出した。

（感染症法に基づく「医療措置協定」の締結）

- 改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症に係る対応として、自宅療養患者等に医薬品等対応（オンライン服薬指導又は訪問服薬指導の実施、薬剤等の配送、健康観察対応）を実施する薬局について、都道府県知事が第二種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する制度が令和6年4月に導入される予定である。
- 第二種協定指定医療機関となる薬局については、関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策（そのための研修・訓練等を含む。）を適切に実施しすることが求められることになるため、令和5年度の予算事業において、薬局における感染対策に関する指針及び当該感染対策に必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成しているところ。

## 今後の取組

(薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会)

- 関連する予算事業や研究班の研究成果等も活用しながら議論を進め、令和6年中に一定のとりまとめを行うことを予定している。このとりまとめを踏まえ、法改正に関係する事項については医薬品医療機器制度部会において議論する予定。なお、令和5年度補正予算において、在宅医療等、地域における薬剤師サービス提供のための多職種連携に関する課題の抽出のための調査・解決策の検討、輪番等による地域での24時間対応可能な体制の構築を実施するための予算を計上しており、地域薬剤師会を通じ、薬局の在宅医療における体制強化を図ることとしている。

(災害)

- 令和6年度に災害薬事コーディネーター配備推進事業として、災害薬事コーディネーターの育成研修に対する事業を行う。単に費用を補助するだけでなく、研修プログラムの提供・講師の調整等の支援も行うもの。

(薬剤師確保)

- 令和5年度の予算事業として、都道府県が病院薬剤師会・薬剤師会等と連携し、薬剤師が不足する医療機関等に対する薬剤師確保の支援を行うための体制を整備する事業を実施しており、得られた成果・知見等を共有していきたい。また、令和6年度も同事業を継続予定である。

(感染症法に基づく「医療措置協定」の締結)

- 令和5年度の予算事業で作成している薬局における感染対策に関する指針及び当該感染対策に係る研修プログラムについては、今後、厚生労働省のホームページ等で公表することを検討している。

## 都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 薬局機能情報提供制度等を通じて得られた各薬局の状況や地域医療の特性を踏まえつつ、地域の薬剤師会等と連携して、医療機関等と薬局、薬局間との連携が推進されるよう、必要な対策を検討いただきたい。

特に薬局における夜間・休日対応（輪番制による対応を含む。）については、地域の住民や医療関係者への周知が重要であることから、都道府県においても夜間・休日等の対応体制構築を推進するとともに、地域薬剤師会や市町村等と連携して周知・広

報するなどの対応を検討いただきたい。

(災害)

- 災害薬事コーディネーターの認定等を行っていない都道府県は、事業も活用しつつ配備を検討していただきたい。

(薬剤師確保)

- 都道府県薬剤師会や病院薬剤師会、病院団体等と連携いただき、地域の実情に応じた薬剤師の確保策について可能な限り医療計画に記載いただくとともに、計画に基づく取組の実施をお願いしたい。また、確保策を検討するにあたっては、地域医療介護総合確保基金の積極的な活用をご検討いただきたい。

(感染症法に基づく「医療措置協定」の締結)

- 都道府県薬剤師会と連携しながら、第二種協定指定医療機関としての協定締結を進めていただくとともに、薬局における感染対策に関する指針及び当該感染対策に係る研修プログラムの周知に協力いただきたい。

<担当者> 室長補佐 小川 (内線 4264)、主査 東 (内線 2712)

### 3. 一般用医薬品の販売等について

これまでの動き

(医薬品の販売制度に関する検討会)

- 令和5年2月から、「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、医薬品販売制度についての必要な見直し等に関する検討を行い、令和6年1月にとりまとめを公表した。
- とりまとめの概要は以下のとおり
  - ・ 処方箋医薬品以外の医療用医薬品について、処方箋に基づく販売を原則とするよう法令上位置づけ、例外的に薬局での販売を認める「やむを得ない場合」について、その要件の明確化を図る。
  - ・ 濫用等のおそれのある医薬品について、小容量製品1個の販売を原則とするとともに、20歳未満の者への複数個・大容量の製品の販売を禁止する等の販売ルール

の見直しを行う。

- ・ 要指導医薬品について、例外的な場合を除き、オンライン服薬指導と同様の販売方法も可能とするよう見直し、また、医薬品の特性に応じ、適正使用の観点から必要と認められる場合には、一般用医薬品に移行せず要指導医薬品に留める区分を設ける見直しを行う。
- ・ デジタル技術を活用し、薬剤師等が遠隔で医薬品を管理し、情報提供等を行うことで、薬剤師等が不在の店舗でも医薬品を受け渡すことを可能とする。

(登録販売者の申請等に関する手続きのオンライン化)

- 登録販売者の申請等に関する手続きについて、戸籍謄本等の書類の提出省略など業務効率化のため、国家資格等情報連携・活用システムの対象とすることが予定されており、令和7年度を目途に活用が可能となるよう検討している。

#### 今後の取組

(医薬品の販売制度に関する検討会)

- 「医薬品の販売制度に関する検討会」のとりまとめを踏まえ、必要な制度見直し等に向けた検討を進めていく予定。

(登録販売者の申請等に関する手続きのオンライン化)

- 国家資格等情報連携・活用システムの対象とすることに当たって、運用開始に向けてデジタル庁等の関係者と協力して進めていく予定。

#### 都道府県等に対応頂く事項（依頼）

(濫用等のおそれのある医薬品の適正使用に向けた周知啓発等)

- 近年市販薬の乱用が特に若年者において課題となっており、医薬品の販売制度に関する検討会においても啓発等の必要性が指摘されているところ、都道府県においても、適正使用等について周知啓発や、後述の濫用のおそれのある医薬品の販売ルールの徹底などに努めるようお願いしたい。

(登録販売者の申請等に関する手続きのオンライン化)

- 登録販売者の登録申請等の手続きを国家資格等情報連携・活用システムの対象とすることに当たって、システムの仕様など運用開始に向けた検討において、都道府県に意



見を伺うことが想定されるため、ご協力をお願いしたい。

<担当者> 薬事専門官 津田（内線 2725）

#### 4. 医薬品の適正使用等について

##### これまでの動き

（医薬品の適正な使用に関する啓発及び知識の普及）

- 国民の健康に対する意識や関心が高まっており、医薬品を使用する国民が、その特性等を十分理解し、適正に使用できるよう、かかりつけ薬剤師・薬局を推進する等環境整備を進めることが重要である。平成 18 年 6 月に公布された「薬事法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 69 号）において、国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係団体、関係機関等の協力の下に、医薬品及び医療機器の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めることが盛り込まれた。
- また、平成 25 年 11 月に公布された「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号）において、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保等のための国、都道府県等、医薬品等関連事業者等（製造販売業者、製造業者、販売業者、薬局開設者、病院開設者等）及び医薬関係者（医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者等）の責務並びに国民の役割を明確化することが盛り込まれた。
- 厚生労働省においては、毎年 10 月 17 日から 23 日までを「薬と健康の週間」とし、以下の取組を行うとともに、政府広報各種メディアや厚生労働省公式 X（旧 Twitter）への投稿等を行っている。
  - ・ ポスターやリーフレットの各都道府県、薬局、薬店等への配布
  - ・ テレビ・ラジオ放送、新聞・広報誌掲載による広報  
（昨年は月刊厚生労働 9 月号において、「健康サポート薬局」「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」の役割や機能について特集したほか、電子処方箋、電子版お薬手帳についての広報等を行った。）
  - ・ 薬事功労者に対する厚生労働大臣表彰また、医薬品に関する情報を広く国民に提供するためのホームページ（おくすり e 情報 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/>）を開設しているところ。

- また、新経済・財政再生計画改革工程表において、「予防・健康づくりの推進」のためのKPIとして、「国及び都道府県による健康サポート薬局または認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）の周知活動の実施回数【各実施主体において年1回以上】」を設定しており、厚生労働省や都道府県等では「薬と健康の週間」も活用しながら健康サポート薬局等の周知を行っている。なお、令和3年度については48実施主体において年1回以上の実施を達成した（国1＋都道府県47）。
- 加えて、KPIとして「健康サポート機能等の薬局の機能を活用した施策を行った都道府県数」を設定している。

#### （医薬品販売制度の適正な運用）

- 厚生労働省においては、医薬品販売制度実態把握調査を実施し、医薬品の販売を行う薬局、店舗販売業における販売ルールの遵守状況の把握を行い、都道府県、特別区、保健所設置市に情報提供し、監視指導等の依頼を行っている。
- 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査において、特に「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であったかどうか」の項目の遵守率が、店舗及びインターネットでの販売について引き続き他の項目より低い結果となっている。
  - ・店舗での販売における遵守率：82.0%（令和3年度）、76.5%（令和4年度）
  - ・インターネットでの販売における遵守率：67.0%（令和3年度）、82.0%（令和4年度）
- また、新たに抗原検査キット販売時の情報提供の実施状況についても調査を実施し、販売時に偽陰性の可能性があること等、抗原定性検査キットの販売時における留意事項について、情報提供を行っている割合は低かった。

### 今後の取組

#### （医薬品の適正な使用に関する啓発及び知識の普及）

- 国民が医薬品に関する正しい理解を深めるために、医薬品を取り巻く関係者（国民、専門家、企業・団体、行政機関）が参加できる方策に取り組んでいく。併せて、関係団体、関係機関等とも協力しつつ、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、医薬品に関する理解向上のための情報周知、学校教育や地域活動等を通じた医薬品に関するリテラシー向上のための啓発活動等、全国的な医薬品の適正使用等の啓発に努める。

(医薬品販売制度の適正な運用)

- 医薬品販売制度実態把握調査を通じて、医薬品の販売制度の遵守状況を把握し、その結果をふまえ、関係団体、事業者等に販売制度への更なる遵守を要請し、引き続き販売ルールの徹底に努める。

**都道府県で対応頂く事項(依頼)**

(医薬品の適正な使用に関する啓発及び知識の普及)

- 今後とも、都道府県薬剤師会等の関係団体、関係機関等と連携しつつ、「薬と健康の週間」におけるかかりつけ薬剤師・薬局の推進、医薬品に関する理解向上のための情報周知、学校教育や地域活動等を通じた医薬品に関するリテラシー向上のための啓発活動等の活動、各種メディアを活用したPR及び関係団体、関係機関等による啓発活動への協力・参画等に努めるとともに、各都道府県の実情に合わせた取組をお願いしたい。
- 各都道府県は、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の周知活動を年1回以上実施することとなっており、来年度も「薬と健康の週間」の機会の活用等により、周知をお願いしたい。加えて、健康サポート薬局等を活用した施策の実施や市販薬の乱用の課題等を踏まえた医薬品の適正使用に関する啓発（「3 一般用医薬品の販売等」参照）についても検討をお願いする。

(医薬品販売制度の適正な運用)

- 医薬品販売制度実態把握調査の結果を踏まえ、個別の薬局等の改善状況等を確認、報告いただくとともに、監視指導状況等を継続的に把握いただき、濫用等のおそれのある医薬品の販売をはじめとした販売ルールが遵守されるよう、引き続き監視指導等をお願いしたい。

<担当者> 主査 亀井（内線 4265）、村本（内線 4219） 牟田（内線 4219）